

学校法人聖徳学園寄附行為施行細則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人聖徳学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第78条の規定に基づき、この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の業務)

第2条 寄附行為第20条及び第38条の規定により、理事会が決定するこの法人の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) この法人経営の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針並びに事業に関する中期的な計画の決定に関すること。
- (2) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他この法人業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針の策定及び具体的な整備に関すること。
- (3) 重要な資産（基本財産）の処分又は譲受けに関すること。
- (4) 多額の借財に関すること。
- (5) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更に関すること。
- (6) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更に関すること。
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附行為及び学則の変更に関すること。
- (9) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること。
- (10) 寄附金品の募集に関すること。
- (11) 残余財産の帰属者の決定に関すること。
- (12) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散に関すること。
- (13) この法人の合併に関すること。
- (14) この法人の設置する大学の学長及び学校（聖徳自動車学園を含む）の校長並びに幼稚園の園長の任免に関すること。
- (15) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止に関すること。
- (16) 理事長が作成する事業報告書及び決算書類の承認に関すること。
- (17) 役員が任務を怠ったことによって生じた損害（善意でかつ、重大な過失がない場合に限る。）についてこの法人に対し賠償する責任の免除に関すること。
- (18) 1件1千万円を超える施設関係及び設備関係支出についての、予備費の使用に関すること。
- (19) 名誉理事に関すること。
- (20) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2 理事会は、前項に定める事項を除き、この法人の業務決定の権限を理事長に委任する。

3 理事長は、前項の定めによるこの法人の業務決定の権限の一部「大学に関する教学業務」を、学長に委任することができる。

(理事長の専決事項)

第3条 理事長の専決事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 理事会の招集と議事の総括に関すること。
- (2) 理事会の議決又は同意を求める議案及び報告の提出、並びに各委員会に対する諮問及び承認に関すること。
- (3) 評議員会の招集と諮問事項に関すること。
- (4) この法人経営の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針並びに事業に関する中期的な計画の立案に関すること。
- (5) 定例的なこの法人関係の行事に関すること。
- (6) 事業計画の策定及び予算の編成に関すること。
- (7) 予算の執行（1件1千万円を超える施設関係及び設備関係支出に関する予備費の使用を除く。）に関すること。
- (8) その他理事会が特に認めた事項に関すること。

2 理事長は、前項各号に定めるもののうち重要なものを除き、常務理事に委任することができる。

3 寄附行為第15条第9項に基づき、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常務理事がその職務を行う。

(常務理事の選任、解任及び職務)

第4条 寄附行為第15条第5項の規定に基づき、理事長・代表業務執行理事以外の理事のうち1名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事を解任するときも同様とする。

2 常務理事は、業務執行理事として、理事長から委任された事項及び理事会において承認されたこの法人全般にわたる業務を掌理する。

3 理事長よりの委任事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の編成に関すること
- (2) 予算の執行（1件1千万円を越える施設関係及び設備関係支出に関する予備費の使用を除く。）に関すること

(理事の業務分担)

第5条 この法人の円滑なる業務の遂行を図るため、理事長は必要に応じて、教学等の担当理事を指名し、その業務を分担させることができる。なお、理事の業務分担についての必要な事項は別に定める。

(評議員会の役割等)

第6条 評議員会は理事選任機関とする。

2 寄附行為第38条の規定により、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答える。

3 監事を選任する。

(会議の議長)

第7条 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その管理をする。

(発言)

第8条 出席者の発言は、すべて、議長の許可を得て行わなければならない。

(採決)

第9条 議案について採決をする場合には、挙手、口頭又は記名若しくは無記名投票の方法によるものとし、議長がこれを定める。

2 挙手又は口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

(傍聴)

第10条 会議は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。

2 傍聴人は、発言することができない。

(議事録)

第11条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議長は、出席理事又はこの法人の職員のうちから議事録の作成者を指名する。

3 理事会の議事録の作成者は、議事の経過を明確に記録するために、議長の許可を得て発言し、必要な確認を求めることができる。

4 理事会の議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）又は記名押印しなければならない。

5 理事会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は会計監査人が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨

ア 寄附行為第18条第3項の規定により理事長以外の理事の請求を受けて招集されたもの

イ 寄附行為第18条第4項の規定により理事が招集したもの

ウ 寄附行為第29条第1項第5号の規定により監事の請求を受けて招集されたもの

エ 寄附行為第29条第2項の規定により監事が招集したもの

(3) 開会及び閉会に関する事項

(4) 理事、監事及び会計監査人の現在員数

(5) 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

(6) 理事会の議長の氏名

(7) 理事会の議事録作成者の職氏名

(8) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(9) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(10) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 競業取引及び利益相反取引についての重要な事実の報告

イ 監事の意見

ウ 理事の不正の行為若しくは法令等に違反する重大な事実を発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令等の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときの監事による報告

エ 補償契約に基づく補償をしたときの当該補償についての重要な事実の報告

(11) 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思

(12) その他議長が必要と認めた事項

6 理事会の報告の省略により理事会への報告があったとみなされた場合の議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 理事会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係わった者の職氏名

7 議事録の内容は次の理事会において確認を求め、出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、理事会に諮って、議長が議事内容と記載内容を確認して、その正否を決定しなければならない。

第12条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 議長は、出席評議員又はこの法人の職員のうちから議事録の作成者を指名する。
- 3 議事録の作成者は、議事の経過を明確に記録するために、議長の許可を得て発言し、必要な確認を求めることができる。
- 4 評議員会の議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。）又は記名押印しなければならない。
- 5 評議員の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 評議員会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨
 - ア 寄附行為第42条第2項の規定により評議員の請求を受けて招集されたもの
 - イ 寄附行為第43条第1項の規定により評議員が招集したもの
 - ウ 寄附行為第29条第1項第5号の規定により監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 寄附行為第29条第2項の規定により監事が招集したもの
 - (3) 開会及び閉会に関する事項
 - (4) 評議員の現在員数
 - (5) 評議員会に出席した評議員のほか、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称
 - (6) 評議員会の議長の氏名
 - (7) 評議員会の議事録作成者の職氏名
 - (8) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (9) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (10) 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事による、監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
 - イ 辞任した監事による、辞任した旨及びその理由
 - ウ 監事による、評議員会に提出しようとする議案、書類等の調査において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果
 - エ 監事の意見
 - オ この法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令等に違反する重大な事実を発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令等の重大な

違反が生ずるおそれがあると認めるときの監事による報告

カ 会計監査人を解任したときは、監事によるその旨及び解任の理由の報告

キ 会計監査人による、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任についての意見

ク 辞任した会計監査人による、辞任した旨及びその理由

ケ 定時評議員会における会計監査人の意見

コ 理事による、定時評議員会に提出された計算書類及び事業報告書に関する報告

(法人役員等の遵守事項)

第13条 役員及び評議員は、本学園の建学の精神を体し、本学園の発展のため、次の事項を守らなければならない。

(1) 役員及び評議員としての品位を保持し、本学園の名誉を傷つけ信用を失墜させるような行為をしないこと

(2) 本学園における業務上の機密事項及び不利益になる事項を他にもらさないこと。

2 前項各号に背反したときは、寄附行為第11条、第26条及び第36条の規定に従い、解任することができる。

(規程の改廃)

第14条 この施行細則を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この施行細則は、昭和56年9月28日から施行する。

2 この細則の施行の日をもって学校法人聖徳学園寄附行為施行細則(昭和54年6月29日施行)は廃止する。

附 則

1 この施行細則は、平成11年4月30日から施行する。

2 この細則の施行の日をもって学校法人聖徳学園理事会組織規程(平成7年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この施行細則は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和7年4月1日から施行する。